

茨城県地域交通政策推進協議会交通計画分科会設置要綱

(目的)

第1条 茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、交通計画分科会を設置する。

(協議事項)

第2条 交通計画分科会は、協議会設置要綱第2条第1号から第3号に掲げる事項について協議を行う。

(組織)

第3条 交通計画分科会の委員は、学識経験者のほか、茨城県地域交通政策推進協議会会長が指名する者をもって充てる。

- 2 交通計画分科会に分科会長を置く。
- 3 分科会長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 分科会長は、交通計画分科会を代表し、会務を総理する。
- 5 分科会長に事故その他の理由により支障があるときは、分科会長があらかじめ指名したものが、分科会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会長は、会議を招集し、議長となる。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 3 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

(協議結果)

第5条 交通計画分科会において協議した結果は、茨城県地域交通政策推進協議会に諮るものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通計画分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。